

後見制度支援預金

平成31年2月1日現在

商品名 (愛 称)	後 見 制 度 支 援 預 金
ご利用いただける方	・ 個人で家庭裁判所が「指示書」を交付したお客さま。
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき行います。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき、一時交付金または定期交付金の形で行います。 ・ 現金支払いは不可とし、後見人が管理する口座へ入金します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 1 年ものスーパー定期預金の店頭表示利率を適用します。 ・ 年 2 回（3 月、9 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 1 年を 3 6 5 日とする日割計算とします。 毎日の最終残高 1, 0 0 0 円以上について、付利単位を 1 0 0 円としてお利息を計算します。
税 金	・ 個人のお客さまの場合、お利息は利子所得として 2 0 . 3 1 5 %（所得税及び復興特別所得税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）が源泉徴収され、源泉分離課税となります。
手数料	—
付加できる 特約事項	—
解約時の 取扱い	・ 家庭裁判所からの「指示書」に基づき解約を行います。また、解約金の現金支払は不可とし後見人が管理する被後見人口座へ入金します。 ・ 被後見人の死亡による解約は、相続手続きとなります。
金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護

	士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・キャッシュカードの発行及びインターネットバンキング契約のお取扱いはできません。 ・ＡＴＭでのご利用はできません。 ・振込入金を受取口座として取扱いはできません。 ・口座振替契約は、原則として行えません。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫